**○○学校文化・スポーツクラブ会則（例）**

第１条（総則）

このクラブは「○○学校文化・スポーツクラブ（以下「クラブ」という）」と称し、所在地を横浜市立○○学校内とする。

第２条（目的）

クラブは学校施設を学校教育活動に支障のない範囲において、地域住民の文化・スポーツ活動のために開放し、青少年の健全育成及び地域社会の発展、生涯学習の推進、市民の文化・スポーツ活動の振興に資することを目的とする。

第３条（事業）

　前条の目的を達成するため、クラブは次の事業を行う。

（１）学校開放及びクラブの運営に関すること

（２）地域住民向けの文化・スポーツ教室などの自主事業に関すること

（３）会員の登録受付、審査、承認、及び使用調整に関すること

（４）会員及び学校、教育委員会等関係機関との相互連絡・調整に関すること

（５）会費等の管理及び電気料の支払いに関すること

（６）市民図書に関すること

（７）その他、学校開放に必要な事項に関すること

第４条（会員）

　１　会員は○○学校の学区内の住民を中心に活動する文化団体及びスポーツ団体などの団体会員、並びに自治会・町内会代表、スポーツ推進委員、青少年指導員、ＰＴＡ代表などの運営会員とする。

２　会員になろうとする者は、会長に対し登録を申請し、その承認を得なければならない。

３　会員は会費等、定められた金額を納入しなければならない。ただし、会長が特に必要と認めるときは、これを減免することができる。

４　会員は本規約を遵守しなければならない。

５　会員は会計簿等の閲覧を求める権利を有する。

第５条（役員）

　１　クラブには以下の役員を置く。

会長１名、副会長若干名、理事（運営委員）若干名、事務局長１名、会計若干名、監事若干名、顧問若干名

２　会長はクラブを代表し、一切を統括する。

３　副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。

４　理事（運営委員）は学校開放及びクラブの運営に関する職務を分掌する。

５　事務局長はクラブの事務を統括する。

６　会計はクラブ運営にかかる会計事務を行う。

７　監事はクラブの会計を監査する。

８　顧問はクラブの運営について必要な助言を行うものとし、学校職員等をもって充てる。

９　役員は総会で選出する。

10　役員の任期は総会から次の総会までとする。

11　役員は会員の互選により選出する。ただし以下の団体等からの選出について考慮するものとする。

町内会・自治会代表、スポーツ推進委員、青少年指導員、市民図書室世話人代表、

ＰＴＡ代表、その他総会において必要と認める団体の代表

第６条（会議・組織）

　１　クラブに総会、運営委員会、部会を置く。

２　総会は１年に１度、定期に会長が招集する。ただし、３分の１以上の会員から要請があった場合は、臨時に開催しなければならない。また、開催の必要があると会長が判断したときは、臨時に招集することができる。

総会は以下の事項を審議、決定する。

　役員の選出、予算及び決算、規約の改廃、クラブの合併・解散、その他重要な事項

３　運営委員会は総会から次の総会までの間、学校開放及びクラブの運営を行う。

４　部会として文化部会、スポーツ部会、市民図書部会を置く。

　　　文化部会は文化団体の連絡調整を行う。スポーツ部会はスポーツ団体の連絡調整を行う。市民図書部会は市民図書の運営及び委託料の会計事務等を行う。

会長は、その他必要な部会を設置することができる。

第７条（会計）

　１　会計年度は毎年４月１日から翌年３月３１日までとする。

　２　１団体当たりの年会費は○○，○○○円、登録料（更新時を含む）は○，○○○円とする。

　３　会費等の管理及び横浜市への電気料納入については会計がこれを処理する。

　４　監事は年１回以上、会計監査を行う。

附則　この会則は○○年○月○日から施行する。